

# 告 示

埼玉県告示第八百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ イヤルプロ川越

埼玉県川越市の場八百三十一番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 県道川越日高線からの出入庫における交通安全対策、交通機能補完について対策を講じること。
- ・ 開店時間が県道の通勤ピーク時間と重なることから、交通事故及び渋滞対策として左折イン・左折アウトの案内看板設置等の対策を講じること。
- ・ 登下校時における児童生徒の安全確保に十分な配慮をし、児童生徒が放課後等に来店する際は、十分な交通安全対策を講じること。
- ・ 店舗及び駐車場の周辺に児童生徒の溜まり場になりやすい場所ができないよう、外灯の設置や、警備員を配置し、店舗内における犯罪防止対策を講じること。
- ・ 騒音・振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、苦情が寄せられる場合には適切に対応すること。

## 二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年七月十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター